

# 災害復旧工事の現場代理人の兼務に関する特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、安来市が発注する令和3年度中に発生した災害復旧工事に適用し、現場代理人の兼務の申請を可能とするものである。

なお、本特記仕様書は、現場代理人にのみ適用するものであり、主任技術者等の技術者においては建設業法の適用のとおりとする。

(現場代理人の兼務の申請)

第2条 請負者（以下「乙」という。）は、次の各号の条件を全て満たし、常時他の現場と連絡をとることができるよう連絡員を置き、同一の現場代理人が管理する上で支障がないと認められるときは、様式1により現場代理人の兼務を発注者（以下「甲」という。）に申請することができる。

- (1) 安来市が発注する災害復旧工事を少なくとも1件は含むこと。
- (2) 対象工事の現場が近隣に存在していること。

(現場代理人の兼務に係る承認)

第3条 甲は、乙の申請に基づき、当該申請に係る各工事の、現場間の移動時間及び距離、施工形態等を勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定する。

(承認通知)

第4条 甲は、現場代理人の兼務について承認する場合には、速やかに乙に通知するものとする。

(現場代理人が兼務する工事に対する報告義務)

第5条 甲が現場代理人の兼務を認めた工事について、工事現場の安全確保を図るため、乙は、施工管理の状況を甲に報告しなければならない。また、乙は、当初、兼務工事でなかったものが、その後の受注により兼務工事となった場合は、兼務承認を得た旨を当該工事の監督員に報告しなければならない。

(兼務を認める工事の制限)

第6条 甲が現場代理人の兼務を認める工事については、10箇所以内かつ請負金額の合計が3,500万円未満までとする。

(承認の取消し)

第7条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとする。

- (1) 予期しない事態が生じたため、乙の現場代理人が兼務を継続することが不相当と認められる場合
- (2) 乙がこの特記仕様書の規定に違反していると認められる場合
- (3) 乙が偽りその他不正な手段により承認を得たと認められる場合